

□（振動）－ 1 道路交通振動調査結果

単位:デシベル

測 定 地 点				L10						
道 路 路線名	地区名	測定 年月	時間 区分	要請 限度値	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
国道8号	能町南 一丁目	R 6 . 10	昼間	70	—	42	—	42	—	41
			夜間	65	—	36	—	35	—	34
	木 町	—	昼間	70	50	—	50	—	48	—
			夜間	65	45	—	44	—	42	—
	本 郷 一丁目	R 6 . 10	昼間	70	—	44	—	45	—	44
			夜間	65	—	39	—	38	—	41
	北 島	—	昼間	70	43	—	45	—	45	—
			夜間	65	38	—	38	—	38	—
	上 渡	R 6 . 11	昼間	70	—	40	—	40	—	37
			夜間	65	—	32	—	30	—	29
	福岡町 下 菰	—	昼間	70	45	—	40	—	41	—
			夜間	65	39	—	32	—	31	—
国道156号	四 屋	—	昼間	70	39	—	40	—	39	—
			夜間	65	32	—	32	—	31	—
	丸の内	R 6 . 9	昼間	70	—	42	—	41	—	43
			夜間	65	—	32	—	31	—	32
	鐘紡町	—	昼間	70	31	—	31	—	32	—
			夜間	65	24	—	27	—	28	—
	戸出町 四丁目	R 6 . 9	昼間	65	—	30	—	30	—	30
			夜間	60	—	23	—	23	—	23
国道415号	伏木一宮 二丁目	—	昼間	65	23	—	24	—	27	—
			夜間	60	17	—	16	—	19	—
主要地方道富山 戸出小矢部線	下麻生	—	昼間	65	38	—	37	—	36	—
			夜間	60	26	—	25	—	25	—
主要地方道 新湊庄川線	中曽根	R 6 . 9	昼間	65	—	40	—	40	—	40
			夜間	60	—	28	—	27	—	28
主要地方道 伏木港線	伏木二丁目	—	昼間	70	48	—	42	—	48	—
			夜間	65	31	—	31	—	28	—
	荻布	R 6 . 9	昼間	70	—	38	—	37	—	38
			夜間	65	—	28	—	28	—	28
主要地方道 富山高岡線	野 村 第 二	—	昼間	70	38	—	38	—	38	—
			夜間	65	30	—	29	—	30	—
主要地方道 高岡環状線	能 町	R 6 . 9	昼間	70	—	48	—	46	—	47
			夜間	65	—	32	—	32	—	33
	二上町	—	昼間	65	41	—	39	—	41	—
			夜間	60	27	—	26	—	26	—
主要地方道 高岡小杉線	赤祖父	R 6 . 9	昼間	65	—	36	—	36	—	36
			夜間	60	—	27	—	27	—	27
主要地方道 高岡氷見線	昭和町 一丁目	—	昼間	70	41	—	39	—	39	—
			夜間	65	30	—	28	—	28	—
市道羽広二丁目 南幸町線	羽 広 二丁目	R 6 . 9	昼間	65	—	39	—	39	—	40
			夜間	60	—	33	—	32	—	31
市道清水町二丁 目駅南一丁目線	駅 南 四丁目	—	昼間	70	38	—	36	—	36	—
			夜間	65	27	—	26	—	28	—

注 1 L10は、5秒間隔、100個の測定値の80パーセントレンジの上端の数値を、時間区分について算術平均した数値である。

2 平成30年度から市内全地点について、隔年で測定を実施

□ （振動）－２ 告示事項（振動関係）

高岡市告示第32号

振動規制法に基づく規制する地域の指定等について

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により特定工場等において発生する振動、特定建設作業に伴って発生する振動及び自動車が道路を通行することに伴い発生する振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域（以下「指定地域」という。）を次の1の地域を指定し、同法第4条第1項の規定により指定地域の特定工場等において発生する振動の規制基準を次の2のとおり定め、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「施行規則」という。）別表第1付表第1号の規定による区域を次の3のとおり指定し、施行規則別表第2備考1及び備考2の規定により区域及び時間を次の4のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、関係詳細図面は、高岡市生活環境部地域安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月1日

高岡市長 高橋 正樹

1 指定地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区を除く。

2 指定地域の特定工場において発生する振動の規制基準

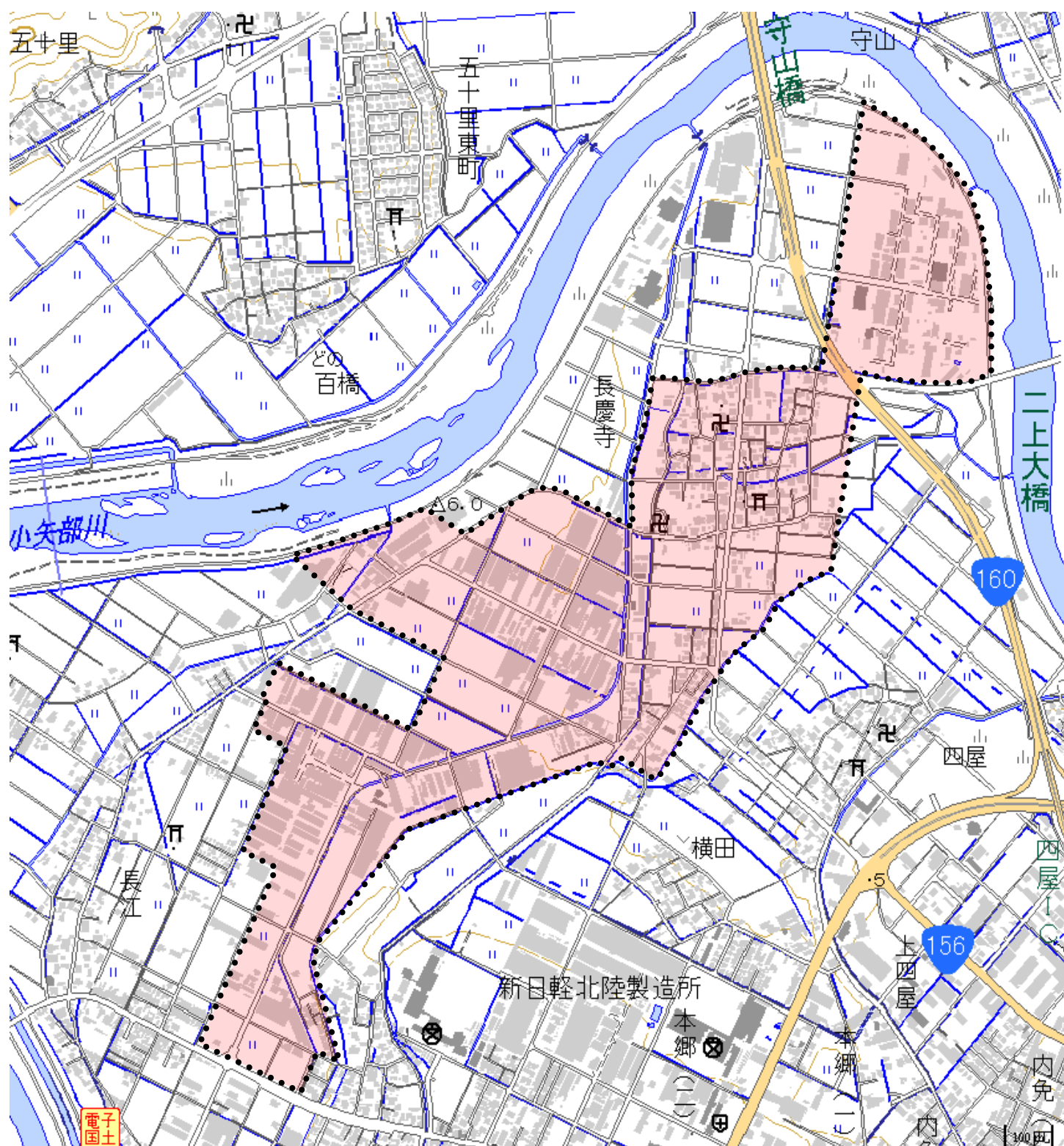
区域の区分	左記の区分に対応する規制基準	
	昼間（午前8時から午後7時まで）	夜間（午後7時から翌日の午前8時まで）
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域(1)	65デシベル	60デシベル
第2種区域(2)	70デシベル	65デシベル
次に掲げる区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準から5デシベルを減じた値とする。		

- (1) 第1種区域又は第2種区域(1)及び第2種区域(2)内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域
- (2) 第1種区域に接する第2種区域(2)の当該接する境界線から当該第2種区域(2)内へ50メートルの範囲内の区域（(1)に掲げる区域を除く。）

備考

- 1 第1種区域、第2種区域(1)及び第2種区域(2)とは、前項の指定地域のうち次に掲げる区域をいう。
 - (1) 第1種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
 - (2) 第2種区域(1) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに別図に区画した区域
 - (3) 第2種区域(2) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域
- 3 施行規則別表第1付表第1号の区域
 - (1) 前項の第1種区域、及び第2種区域(1)
 - (2) 前項の第2種区域(2)のうち、当該区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域
- 4 施行規則別表第2備考1の区域及び同表備考2の時間
 - (1) 区域
 - ア 第1種区域 第2項の第1種区域
 - イ 第2種区域 第2項の第2種区域(1)及び第2種区域(2)
 - (2) 時間
 - ア 昼間 午前8時から午後7時まで
 - イ 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

別図 振動規制法に基づく指定地域の区域表示図



振動規制法に基づく規制する地域の指定等についての一部改正について

振動規制法に基づく規制する地域の指定等について（平成24年4月1日高岡市告示第32号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成27年4月20日

高岡市長 高橋 正樹

2の表(1)中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

備考3の(2)中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

振動規制法に基づく規制する地域の指定等についての一部改正について

振動規制法に基づく規制する地域の指定等について（平成24年高岡市告示第32号）の一部を次のように改正し、平成30年7月1日から施行する。

平成30年3月30日

高岡市長 高橋 正樹

1 中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

2 の備考1 (1) 中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改める。